

第 5 期堺市障害福祉計画の策定に関する検討の進め方（案）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、目標を検討し、サービスの種類ごとの必要見込量及び必要見込量の確保のための方策等に関する第 5 期障害福祉計画を策定する。

本計画は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とし、平成 26 年度に策定した第 4 次障害者長期計画を踏まえ、堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」及びこれまで本市が策定してきた計画及び法令との整合性を保つものとする。

【進め方】

- 障害福祉計画の全体像や総論的な議論については、障害者施策推進協議会（本会）で検討する。
- 新たな障害福祉計画の各論は、障害福祉計画策定専門部会で検討する。
- 部会に属する委員は、会長が指名する委員又は臨時委員で構成する。
- 部会長は、当該部会に属する部会長の互選により定める。

【スケジュール】

7月19日	第 1 回障害者施策推進協議会 新たな障害福祉計画の全体像や総論的な議論
7月～11月	障害福祉計画策定専門部会 6 回程度開催
1月	パブリックコメントの実施
3月下旬	第 2 回障害者施策推進協議会 部会での議論を踏まえた計画案の最終確認
3月末	第 5 期堺市障害福祉計画 策定